

# 標準住宅宿泊仲介業約款の概要

平成30年4月  
国土交通省

## I 背景

平成29年6月に成立した住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第55条第1項において、住宅宿泊仲介業者は、住宅宿泊仲介業約款を定め、観光庁長官に届け出なければならないこととされている。また、同条第3項において、観光庁長官が標準住宅宿泊仲介業約款を定めて公示した場合であって、住宅宿泊仲介業者が、標準住宅宿泊仲介業約款と同一の住宅宿泊仲介業約款を定めた場合等は、当該住宅宿泊仲介業約款については同条第1項の規定による届出をしたものとみなすこととされている。

そこで、標準住宅宿泊仲介業約款を別添の案のとおり定めることとする。

## II 概要

### (1) 総則

- ・住宅宿泊仲介業約款の適用範囲
- ・住宅宿泊仲介契約に基づく債務の終了条件

### (2) 契約の成立

- ・住宅宿泊仲介契約の申込手続
- ・住宅宿泊仲介業者による住宅宿泊仲介契約の締結拒否事由
- ・住宅宿泊仲介契約の成立時期
- ・住宅宿泊仲介契約の締結前の説明事項及び当該説明事項の提供方法

### (3) 契約の変更及び解除

- ・住宅宿泊仲介契約の内容変更の際の費用負担
- ・住宅宿泊仲介契約の解除に当たり宿泊者が責任を負う事由
- ・住宅宿泊仲介契約の解除の際の費用負担

### (4) 宿泊代金

- ・住宅宿泊仲介契約に係る宿泊代金等の支払い方法及び費用負担

### (5) 団体・グループ仲介

- ・同時に宿泊する複数の宿泊者がその責任者を定めて住宅宿泊仲介契約を締結する際の特則

### (6) 責任

- ・住宅宿泊仲介業者又は宿泊者が損害賠償責任を負う事由

### (7) 苦情、問合せ等への対応

- ・住宅宿泊仲介業者による宿泊サービスの内容等に関する宿泊者からの苦情、問合せ等への対応

## III スケジュール

公 示：平成30年4月13日